福島イノベーション・コースト構想 商流加速化支援事業 営業力強化研修業務委託 募集要項

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下、「機構」という。)が実施する「福島イノベーション・コースト構想商流加速化支援事業 営業力強化研修業務」(以下、「本業務」という。)に係る支援業務の受託候補者の選定にあたり、この募集要領に基づき企画提案競技(以下、「プロポーザル」という。)を実施する。

なお時勢に鑑み、プロポーザル審査会については、オンラインで実施する。

1 対象業務の概要

(1)業務件名

「福島イノベーション・コースト構想商流加速化支援事業 営業力強化研修業務」

(2)業務内容

営業力強化のための研修会の実施

※詳細は仕様等【別紙 仕様書】のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和3年9月30日(木)まで

(4) 基準額

本事業における基準額については以下の通り。

一定の目安となる基準額は、2,970,000円(297,000円×10回。消費税及び地方消費税を含む)とする。

なお、本事業での想定実施回数を10回として、基準額の範囲内で経費見積書を提出すること(様式3-2)。

2 主なスケジュール

・プロポーザルの実施公表 令和3年6月18日(金) ・質問書の提出期限 令和3年6月24日(木)正午まで ・質問書への回答期限 令和3年6月25日(木) 17時まで 令和3年6月30日(水)17時まで ・参加表明書の提出期限 令和3年7月05日(月)正午まで ・企画提案書等の提出期限 ・審査会(プレゼンテーション)実施 令和3年7月08日(木)予定 ・審査結果の通知 令和3年7月09日(金)予定 • 委託契約締結 令和3年7月12日(月)以降

3 募集要綱等の入手方法

本募集要項等については、機構のホームページからダウンロードして入手すること。 なお 郵送、機構事務所等での配布は行わない。

ダウンロード先 機構ホームページ【https://www.fipo.or.jp/】

4 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件(以下「資格要件」という。)全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有する団体であること。なお、企業連合(本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう)は認めない。
- (2) 本業務の実施に必要な業務体制を備えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者(同法33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第153号)に基づき更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは更正手続き開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (6) プロポーザル参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)であると認められる団体。
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ)と認められる者。
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - オ 暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - カ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
 - キ 暴力団及び暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (7) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの) 及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)で ない者。
- (8) 委託候補者を決定する日前1年間、機構からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (9) プロポーザル実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して 処罰等を受けていないこと。

5 質問の受付および回答

(1) 受付期間

令和3年6月24日(木) 正午まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)に記載のうえ、電子メールにより受け付ける。

メール送付先 (sangyou-syuuseki@fipo.or.jp)

なお、電子メールの件名 (タイトル) は、「プロポーザル質問」と記載すること。

(3)回答

受け付けた質問は、質問事項と回答を併せて機構ホームページに掲載する。質問者については開示しないこととする。

6 プロポーザルの参加申込

(1) 提出期限

令和3年6月30日(水) 17時まで

(2) 提出方法

参加表明書(様式2)を郵送または電子メールにより提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和3年7月05日(月) 正午まで

- (2) 提出書類等
 - 1 企画提案書(様式3)
 - 2 事業実施計画説明書(様式3-1)
 - 3 経費見積書(様式3-2)
 - 4 研修に使用する教材(例)
 - 5 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式4)
 - 6 類似業務の実績に関する資料(任意、該当ある場合のみ)
 - 7 研修事業者の概要がわかるもの (パンフレット等)
- (3) 提出方法

応募に必要な書類を正本1部、副本5部提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「福島イノベーション・コースト構想商流加速化支援事業 営業力強化研修業務委託 プロポーザル参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送 時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

- (4) 留意事項 企画提案は提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとする。
- (5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効にする。

- ア 資格要件を満たさない者による提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ プロポーザルに関する条件に違反した提案

8 委託候補者の決定

- (1) プロポーザルの提案審査は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想商流加速化支援事業 営業力強化研修業務委託審査委員会」(以下「審査会」という。) が行うものとする。
- (2) プロポーザルの参加者は、審査会当日に、先に提案した企画提案書に基づき、企画提案の内容のプレゼンテーションを行い、審査会が以下の観点から審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定するものとする。

【審査の観点】

- ① コンセプト
- ② 研修内容の企画性
- ③ 研修内容の妥当性
- ④ 研修内容の独創性
- ⑤ 教材の構成
- ⑥ 講師の経験値
- ⑦ 経済性 (見積金額)

なお審査会を開催する日時及び場所については、別途プロポーザル参加者に通知する。

(3)機構は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に関する決定内容について、速やかにメールにて通知するものとする。

9 契約の締結について

本業務に関して最も優れた提案を行った者と契約の締結交渉を行います。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合は契約締結を行いません。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

10 その他

プロポーザル参加者が機構に提出した書類は返却しない。

11 プロポーザル担当部署(書類の提出先及び問い合わせ先)

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 産業集積部 産業連携支援課(担当:松井)

所 在 地 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

電話番号 024-581-6890

F A X 024-581-6898